

所管部課		子ども未来部 子ども家庭支援センター	部長		志村 明子			
件 名		東大和市子ども家庭支援センター一時預かり事業実施規則を廃止する規則について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市子ども家庭支援センター条例						
	部課機関							
1. 要 旨 東大和市子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業は、令和7年3月31日をもって廃止するため、これに伴い、本規則は不要となることから廃止する。 (1) 内容 東大和市子ども家庭支援センター一時預かり事業実施規則を廃止する。 (2) 施行日 令和7年4月1日 (3) 影響及び効果 子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業は廃止となるが、私立保育園等により同種事業が実施されるため、市民サービスは確保される。								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課において審査済み。 令和6年11月29日 令和6年第4回市議会定例会において東大和市子ども家庭支援センター条例廃止議決								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、廃止の事務手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。